

◎ 第138回定例研究会 2月14日(木) 於:静岡県評会議室

## 「ソウル市の労働政策、静岡にどう生かす」 — 公契約条例と非正規の正規化 — 林 克 氏(静岡県地方自治研究所 事務局長)

### ●日韓の類似点と相違

貧困と格差の拡大、非正規労働者の広がり、外国人労働者の受け入れ、労働組合組織率が低い等の共通点がある。

韓国の場合、民主化運動の先頭に立ってきたことから、社会的な影響力がある。また直接世論に訴える行動が盛り上がり、政権交代の中で要求実現をさせてきた。

### ●ソウル市の労働政策

#### ①非正規雇用の正規化

2012年から始めて現在までに、市と関連機関で働く1万人の非正規労働者の正規化を実現した。

直接雇用非正規労働者について、無期転換、正規化に伴う処遇改善、転換対象から外れた者の待遇改善を実施。間接雇用(請負・派遣)労働者の直接雇用化と正規化を実施。

#### ②賃金政策としての生活賃金(living wage)

日本における公契約条例。民間に広く波及させる目的で実施された。非正規の正規化に伴って、委託や派遣の部門に対して枠を広げたこととセットで、この生活賃金条例が構想されている。

#### ③労働者救済政策

#### ④労使関係の改善

#### ⑤労働政策遂行の行政組織の整備

### ●ソウル市の労働政策が静岡にとっての意味

ソウル市の労働政策の導入動機が、市に関連した労働者の改善を率先して行うことによって、民間に波及させ、直接相談窓口開設などによって、地域全体の雇用に質を良くしていくという考え。

#### ①貧困や格差の是正

静岡自治労連が実施した県内の指定管理者に働く労働者の賃金は、10万円～15万円が36.4%、16万円～20万円が33.3%となっており、次期契約が取れなかった場合の非正規職員の雇用は解雇が50.0%にのぼっている。非正規労働者を正規化することと、公契約における労働者の賃金改善をセットで進めることは、静岡においてもめざすべきもの。

#### ②静岡固有の意味、人口流出どう防ぐ

静岡県は首都圏の外縁であるがゆえに、首都圏一極集中の影響を受け、人口流出県となっている。首都圏への人口集中が進み、地方が切り捨てられる国土計画に対抗するために、食料・エネルギーの地産地消、これに基づく新たな産業の育成、インバウンド、まともな雇用の創出、自治体の福祉給付による循環型地域経済が求められている。

### ●静岡型の労働尊重自治体を

#### ①公契約条例の制定

最賃を補完する「生活賃金」を目指すとともに、職種別の賃金設定を行い、地域の「公定賃金」として民間へ波及させる。

#### ②非正規の正規化

当面、同一労働同一賃金の考えにもとづいて、全国に誇るべき会計年度任用職員制度をつくる。

#### ③労働相談行政など、労働の死角地帯を解消

・労働教育:労働者の技能教育、外国人労働者の語学教育・苦情解決・定着支援

・労働相談:自治体としての労働相談の実施

\*連絡先:静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1 セキスイハイムビルディング7F(静岡県評内)

メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>